



浜松市
HAMAMATSU CITY

参考資料

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区） 運営事業の取組みについて



写真提供：国土交通省浜松河川国道事務所

浜松市上下水道部

目次

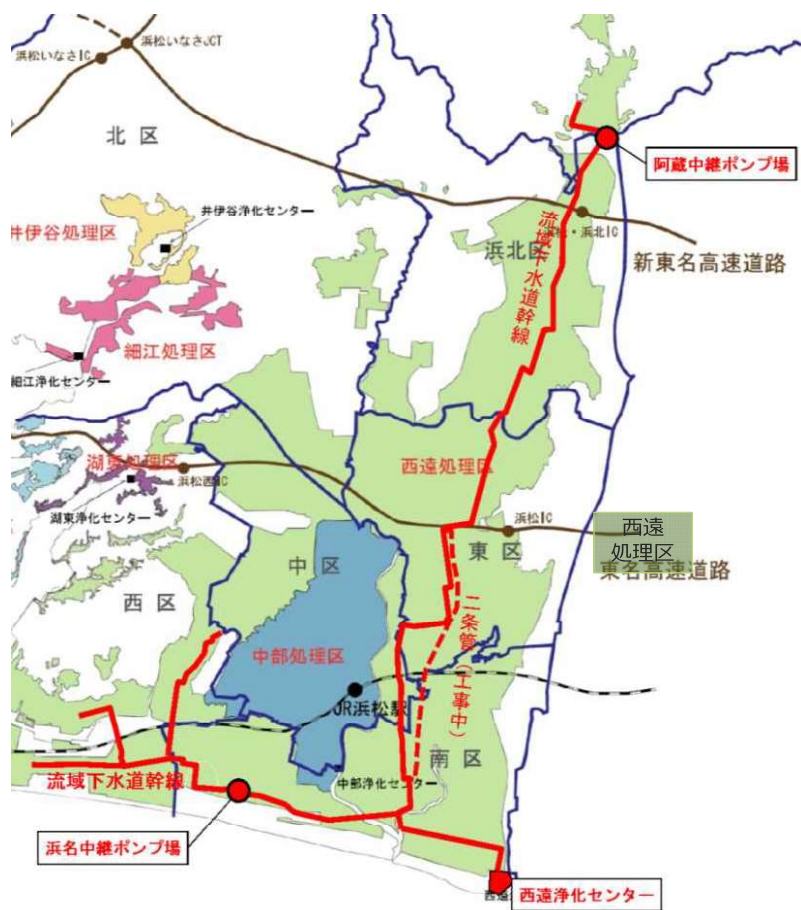
- I 事業の内容**
 - 1 事業の概要**
 - 2 事業スキーム**
 - 3 運営権者の業務範囲**
 - 4 利用料金**
 - 5 モニタリング**
 - 6 運営権対価**

- II スケジュール**

I 事業の内容

I-1 事業の概要

西遠処理区



事業の背景

- 西遠流域下水道が平成28年4月1日に静岡県から浜松市に移管
- 本市下水道処理水量の約6割を占める最大の処理区

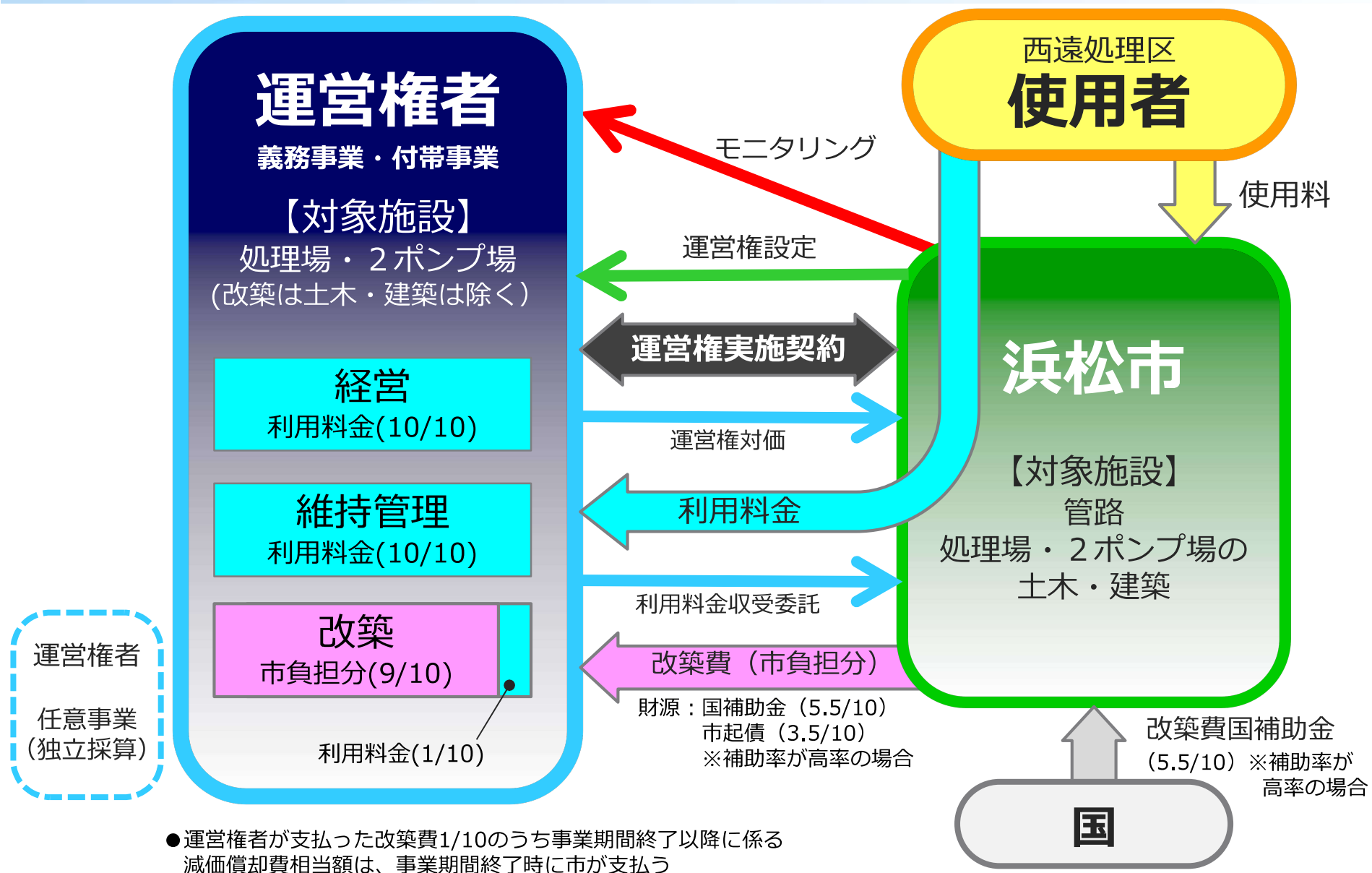
事業の目的

- ①事業効率化（コスト削減）
⇒長期契約、一括契約などのスケールメリットや民間の創意工夫の活用により効率化を実現
- ②民間活力を活用導入した適正な運営

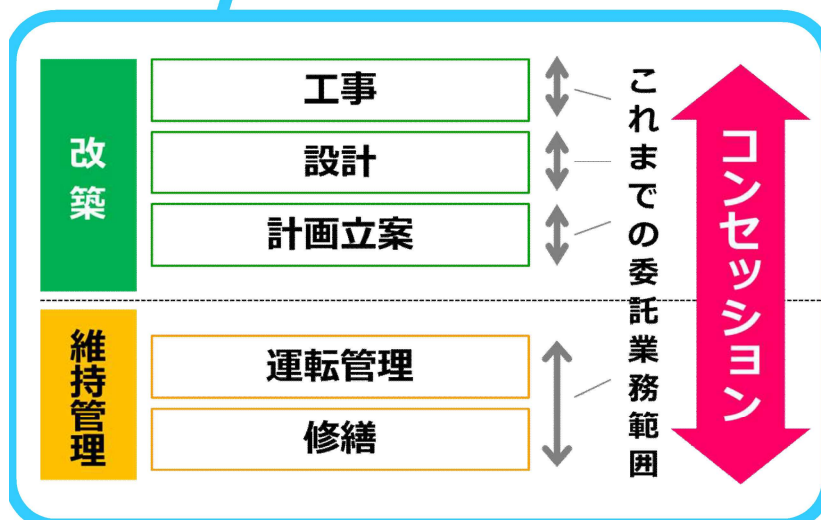
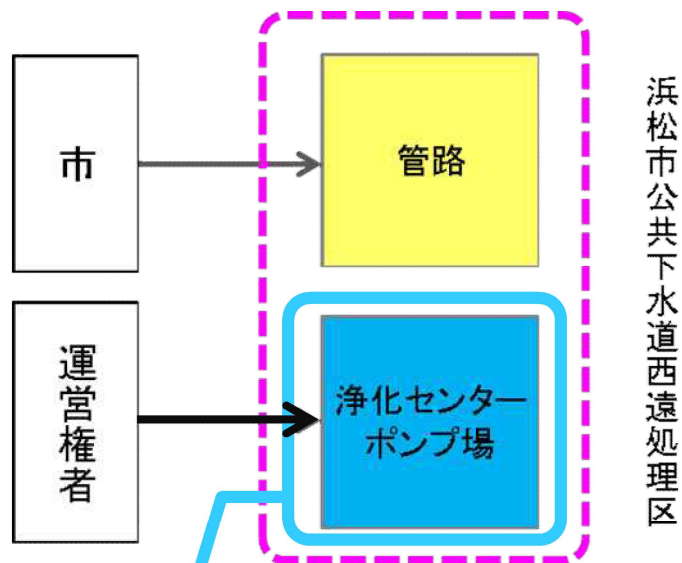
事業の概要

- 事業方式：公共施設等運営事業（コンセッション方式）
- 対象施設：西遠浄化センター
浜名中継ポンプ場及び阿蔵中継ポンプ場
（管路施設及び上記施設の土木・建築施設を除く）
- 事業範囲：維持管理、改築工事、料金收受 など
- 事業期間：20年（H30～49）

I-2 事業スキーム



I-3 運営権者の業務範囲



○ 本事業は、部分型コンセッション

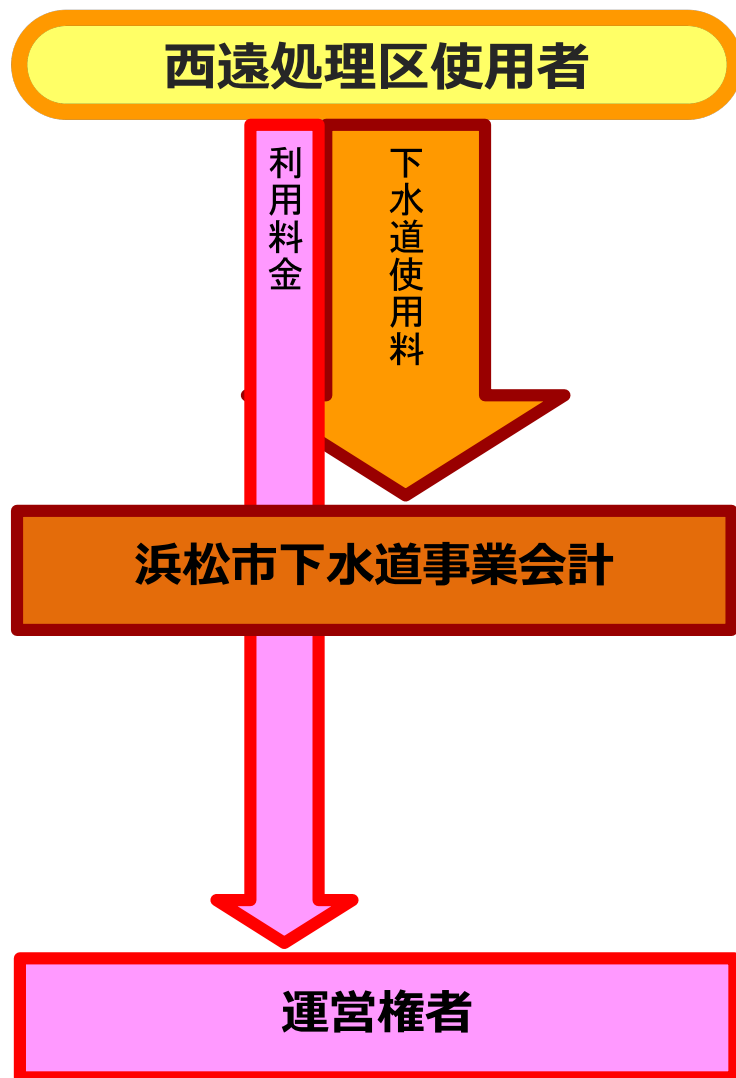
- 運営権設定対象施設は、浄化センターとポンプ場
- 管路は、引き続き市の業務範囲となる

○ 長期間、維持管理と改築を一体的に実施するアセットマネジメントなど民間の創意工夫を活かした事業運営を期待

○ 運営権者の業務範囲

- 義務事業：①経営管理 ②改築 ③維持管理
- 附帯事業：新たな処理工程の導入で義務事業と一体となり効用が発揮される事業（消化ガス発電や固形燃料化等）
- 任意事業：運営権者自らの費用負担で行う独立採算の事業（太陽光発電や下水道技術の調査研究事業）

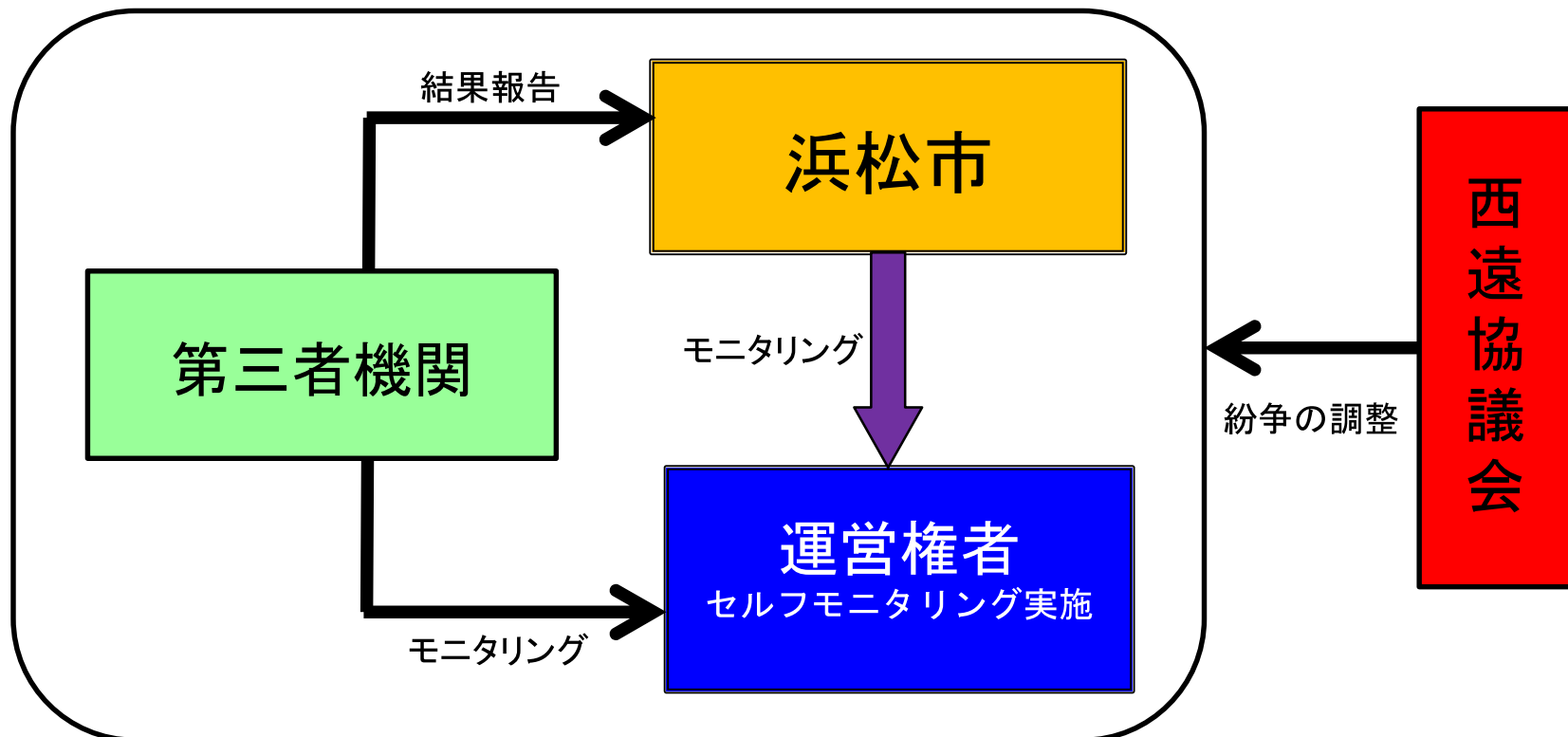
I-4 利用料金



- 西遠処理区と他の処理区では、使用者が支払う**下水道使用料**と**利用料金**（**使用料等**）は同一の算出方法で算定
- **利用料金**は、**使用料等**に一定の割合（**利用料金設定割合**）を乗じて算定する
※当初の割合は27%で、市が設定
- **使用料等**は5年毎、さらに、**利用料金設定割合**は一定要件の下随時、見直しの提案ができる。
- **利用料金**の徴収は、市が運営権者から委託を受けて**下水道使用料**と合わせて徴収

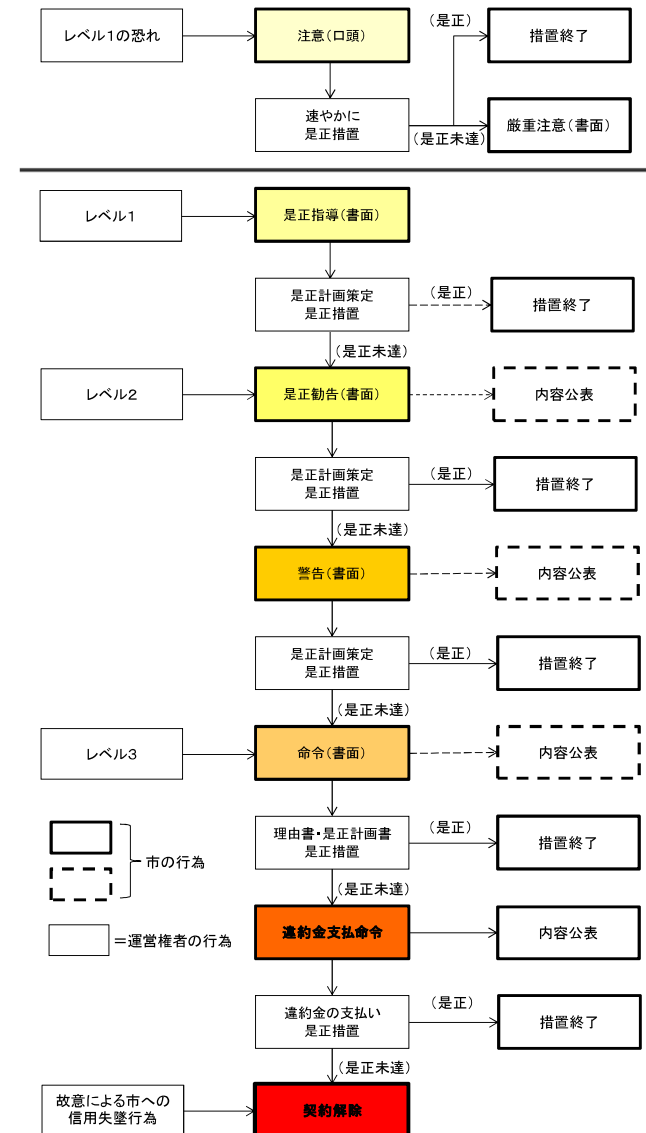
I-5-1 モニタリング（体制）

- 運営権者によるセルフモニタリング、市によるモニタリング、第三者機関によるモニタリングで構成
- 市によるモニタリングの結果について、運営権者と市との間で紛争が発生した場合、「西遠協議会（※略称）」（実施契約に基づく機関）で紛争方法の 解決方法を調整

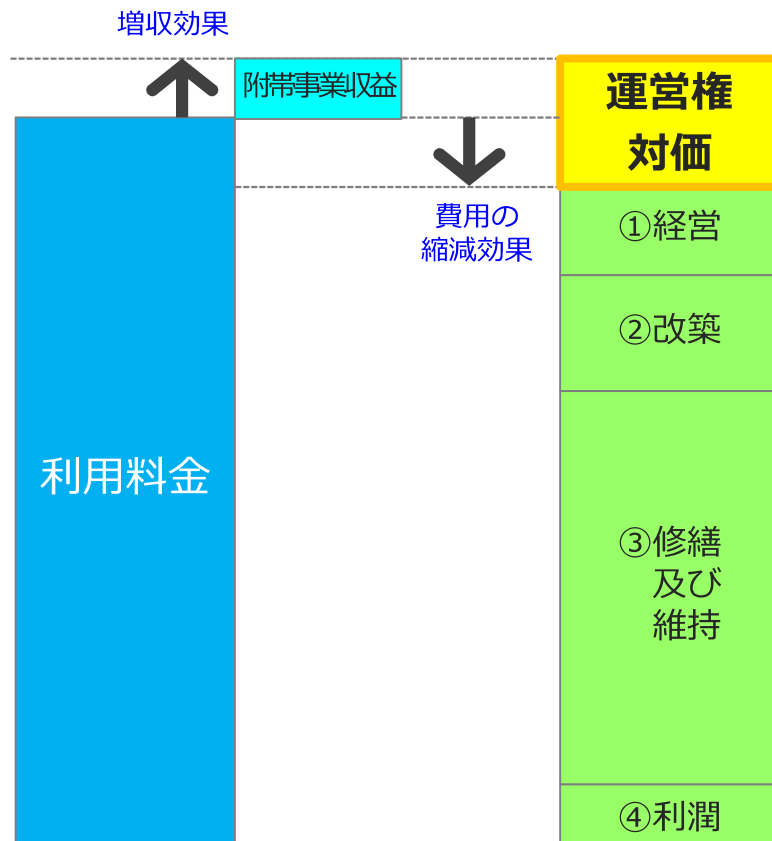


I-5-2 モニタリング（ペナルティ）

- 要求水準未達の場合、違約金ポイントを加算
- 未達の内容により、3段階でレベル分け
 - レベル1：業務管理の工程における軽微な不備
 - レベル2：未達の影響が市と運営権者間または処理場内に留まるもの
 - レベル3：故意又は過失による市への信用失墜行為等
- 未達状態が是正されない場合、違約金支払命令（金額はポイント数に応じて算定）
- 本制度の目的は、未達状態の是正
 違約金支払命令は、未達が是正されない場合の最終段階の措置
- 故意による市への信用失墜行為で重大なものは、即時、契約解除できる



I-6 運営権対価



○ 運営権者が支払う運営権対価

運営権者は、義務事業及び付帯事業に係る運営権の設定に対する対価（運営権対価）を市に支払う。

○ 運営権対価の額

運営権対価は、0円以上とし、優先交渉権者選定時の提案によるものとする。

○ 運営権対価の支払い方法

運営権者は自らが提案した運営権対価のうち4分の1（運営権対価前払金）については本事業開始までに支払うものとし、残る運営権対価は、事業期間にわたり分割（運営権対価分割金）で支払う。

Ⅱ スケジュール

Ⅱ スケジュール

時 期	内 容
平成28年 2月26日	下水道条例改正
平成28年 2月29日	実施方針の公表、特定事業の選定
平成28年 5月31日	募集要項等(要求水準書、優先交渉権者選定基準、基本協定書(案)、実施契約書(案)、関連資料集等)の公表
平成28年 6月 7日	募集要項等に関する説明会及び現地見学会
平成28年 6月 1日～6月20日	募集要項等に関する質問受付
平成28年 8月 5日	募集要項等に関する質問への回答
平成28年 8月16日～8月23日	参加資格審査書類及び提案概要書の提出
平成28年 8月30日	参加資格審査結果の通知 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査結果の通知
平成28年 9月 2日～ 9月30日	現地調査及び競争的対話
平成28年12月 1日～12月 5日	提案書類の提出
平成29年 3月	優先交渉権者の選定、基本協定の締結
平成29年10月	運営権設定、実施契約の締結
平成30年 4月	本事業開始